12-MU
1654

12-MU
1654
1656

海老澤有道文庫

夢醒真論

歸正東謹述

國家を治むるには先法律を設まうれば忠孝を也法律
とは分限職業に親則を正しくこうるなりまうれば
忠を治め天下を平らにせんと欲せば法律を正しくす
ありて是まるに似たれ共又氏外におしえとなるものの
氏教には君王も臣民も凡人もうるものは皆一列に従ふべき
ものあるべし　故に道とは義と法とにたるものあるにつかす教は則忠孝を治むるを
道なりは後世に分りて教と法とわ別る氏第今日を云義を
諸ぜれは対に　故に帝王を貴き教師には教孔を云ふべき
随て言を立る
事を治ず国家を法律は義を要理なれ
虐政と名付て下は上を怨み上は下を侵く終には禍乱を
生じ法律は教を要理に叶ふ時は善政と名付て上下
和合して国家長久なり教を要理とは人をして
女性に外のしめんと道ふるを氏性と云ふあは低きに

流れ水上に騰るが如く人のな性は靈明にして善を行ふ
事を好むに始るにあり小も導うずして常にな性に
隨て流るべきは自ら流れ易き所に流れ遂に
善のごとくに惡に陷り終に其惡に慣て終に其惡
惡を好むこと如し是原罪なり故なり
此故に人皆必らず教なくして叶はざる所なり
教を立る人種々あり其異論あり
し教也こゝ立せに終にな人皆の教を守りてな性に
立ゆり為に其美を尽さんこと為に安んじ
天下萬國の人を教限りなくなな性は解を異
なる事あるさに 宗教とは異なる風土に依て異なる教にて爾は業根と教因
種智は風土異なる土地にまくにおいていまを地相異稼となるなん
を導く道こゝ各差別あるは畢竟眞の道を知ずして

各推量に任せて是を道とするなるはいにて是な遂に
原のんや茶へは法あを海に流れるに海に流れ入るべきあの
低き所を塡めて高陵に埋ひ為るが如く法あの退のごとく
乃ちなるべし如此にして皆自ら
我教を私こゝ為を以て或は人性こなづく
或は天理に從ふなどいふ人性を天理を只一筋なるべきに
昔より人こゝ云ふ事を指して新き説を作り出し
我為を貪んごゝ志を以是を人性天道なるべ名付
こゝていのでは實用になるんや
又前にいふごとく人こな性は導このされこる常にな性を
失ひ人大風法あなどの愛に逢へは忽ちな性轉孔す
此時に當りては必らず道を為ずして是を導くに又必ず
其な性こゝ傳に從つて導うさるこを為べし 禹のあを治るはあるこを導うと云教也
扨又人こな性は今原祖の愛を受て行るにより常に善う

さてもバカ性く遠に陥るの能ふず能ふに代罪く縁故を
も知らずして何を人を本途に導くのを汚んや何を
自ら本途を本へ復むるの汚んや仮之異端ハ唯紙上く空
論のみにて實行に益なく世なく教といふハ唯本性に立返りて
實行ん術を廣く世に所に安んぜしむるの肝要なるべき
を教ふしかるずしてハ本途を迷ひ實行く矩規不立て
学問ハ徒りのみにて徒にハ益く業となるされハ實用大
益にして人の正路を明らめ本性く途に導く教ゆいハ
唯切支丹く外にあることなる代教ハ人為物の所新なる
廣大無量く天地万物を救ひ給ふの為の聖教なるを如何
なるも世界に見を於教といふ様に思ひて修行ひ
去なるく之正しきとなる之ゆ聖教く要旨を花に掲ふも
更天地人為物ハ自然にして生ずるにひるを作始めなるき

徒らなき廣大無量にして万能万智万善なる
天主人為くために先天地を造化を化日月星辰を作り
禽獣草木より少下奥物石に至る迄皆ひく
人く需用に備へ無外なる形く天神無量を化りて
夫々の職掌ごとく守護く使用ニ定（此法天神の因最言最絶の神事ニ依迷ふ抗徹により て法ア思ごるる）
然して海人為始く一男一女を化りて夫婦と
なるく見より本教の人を傳生ずる精能を附与す是
一切人間く元祖也

釋道神儒を始め諸教百家く因同辯の極を説者

膳説誤伝なるバを得失を互に辯ぜ
代天主ハ造物主と世教のみなるく又永遠保護扶持く
為ふ御物にて不倡者ふなるく真なるなるき一大至尊の
大主宰なるバ人く生死いふに及もび世く盛衰
治乱より神鬼く幸不幸ふ代一天主の指揮に生

もといふ事なり　扨人を造る始めにたゞ肉体中
該しの有情無情に施し給へ仁義を業為へたまも
唯消長する血氣こそ肉神并に知らざる死滅勢を歎
靈魂を持川なり　草木には生魂こそいへ含歌には覺魂と云いづまも
のゝ滅敢する事なり　則鬼神の性と同し故に精神ごとりかこのせ此
しんあまはこそ人は爲和こそ靈にあるもの此靈にく所の因にある対は活人ごとなり
此きい肉たいまはなるまば死人と成肉極は行壞すまごとる靈魂は　此靈魂には
果しなく分別智恵ホ此世にはなりし対ごと所ごとるるなり
智恵分別　記臆并自由ゝ　權ごと人主を敬神まる情を
施めを へ施よ施るに元祖勿ち覺鬼の誘惑に罹りて
天主を忘れさたるに同ゝ則天主こそ至寵に離き智恵
分別智を情まゝ只眼前こそ利欲世欲に溺まて性こ
途程は塞り天主を見失ふに至る鬼を罪寵とりは又に
新る付ては底若死若を外種々こそ災を受るごとはなりぬ
此魔鬼の外誘に依まる罪罪こそ縁故なり世ば人も
天主こそ此民にて永ゝ天堂こそ福業を待へきに見る

魔鬼の配下ごと成ゝ共に永若ま況ごとなる罪
施るに天主降生ゝ後は主御大恩に依て广細の
中より救ひ揚らまるゝ原罪を洗除て性に復す
るにおいては肉眼には然らざれた信德こそ眼を以て
見る対も天主靈妙こそ恩感人性靈魂こそ遠為
若まて明白頭施なり
をまば世よゝ狀若ごと悪を好ミ天主を蔑にまるゝは人こ
そ性にあらざまごとる元祖より傷られたるまゝにく
世界業國こそ人を傳生夢延したるによりて善為くく
智恵となゝ性情においゝも一毫も異なる事なゝ
施るに逆く賢き人出て眼前世界こそ罪悪に流るゝを
見て是を導んために教を立るといふごとる是又同しき
元祖こそ苗裔なれば原罪に深しる智恵をもつて
推量称賞をらゝもといふごとる終に人こそ人こそ為為を

宗々のなり〻宜なるこの方法を繼ぎ限りある人智をもて聖義に反放され〻冠ごとして無量不測の天主の權勢を奪ひんとせるに等し〻けまば也況やけまば法の元祖乃犯罪に依て寒ぐり〻なるまば御救免を蒙り給ふ因ハいにのてゐ乃ふるゆをすれ乃んや

如何なる博学多才にてもなほ人ごとして人の不仁を勸化せる權力あるゆすれ乃だいのんさなるまハ一切人名や皆原罪に染たる去なれば為ハ人〻病者之病去自己の〻我病を療治せるまま又外犯せるゆまハさるゆ如〻若病氣全快せば医師〻義務を守りて他人〻為に看病せるゆすれ乃天主ハ名譽〻如〻又氏人名ハ因〻遍教人〻子孫なるまハ我が勝を以に立ゆるゆハ史に叶ひ義務を重まは先前非を悔るんを欲〻相意〻御方々面成を以君公の目合を

何れ為の償ひを拵けるにおいて免を救免せる和名權勢ハ君公〻掌中に在の〻大臣位有司いへども只君のよ之を傳へるの〻依之御救免〻他を裁うぞれも如此〻人別にあ〻べ

右元祖遠初〻一体ハ全中國において代〻の譜書偽に殺りて人皆免を知御救免を重むこいへども欲術せるに依ゆなる〻功を立るに道なる〻中にも深く後悔を欲せ〻人〻にハ後日救免〻依あるへ〻

天主ハ約束を〻如く冥罰以来四千餘年の後浪なる御慈悲を以昔元祖を憐り亞洲ひたる三大洲〻中央なる亞細亞中央徳亞國白樓那にたいて如他亞亞ハ天主人名ハを亞洲ひ〻右困なるまバ代〻若徳の人を生〻たまいて野数〻の御恩を与へて人にな他を退めさせんための聖法いちドるゆ〻事ゆ〻歴代〻記録に詳かにのせて悪魔たまぢ遺たる人ハ切支丹〻記録を知りて苦理く賞を知るへし

聖女〻胎因ゆる天主第二位ハ人界を出為清出現在まして

人智ゝ及霊妙激湯を説き聖域を設し又世ゝ盛衰成
孫遜恭を尽し野千年ゝ艱苦を凌き終に人倫罪障
を贖の代りとして自死し給ふ上より十字架に死し三日目に
復生し給ふ之上ゝ御功力を以人倫原罪を赦
元ゝ聖霊の能を蒙るへき秘訣を始として其外教会七ツ乃
聖事秘法を下界の宗徒に伝授ス　是より以後代ゝ天主ゝ聖慮に叶ひ宗徒の業を
清絶べき位階に昇る人は一生不犯にして清潔を守り天主に代りて
式秘法を人に授くるにおいては天主ゝ親授に異ならずして今日切支
丹人は是を授りて御恩を蒙ゝ伝授を堅固に保つ事を得る也　御身も
是ホゝ聖妙なる活用は世俗神仏の迷ひ日ゝ御に行ふず
御昇天以遊ゝ今天上地下人倫ゝ外猶有益の造物皆
ゝ御掌中に治め給ふ也　此人界を清浄ひたる御和は第二位ゝ
是皆一天主の聖業なり　爰において数ノ千年塞ノ人のみ遠并
霊魂の為英明白に相分り正道を守りて助の恵を得る
是世界乗生ゝ洪恩なり是ゝ御故を信ゝ朝夕
謝恩祈祷を尽ゝ御掟を守る者世界美国日ゝに
多ゝ是を切支丹ゝ云也
教ゝ御掟ゝ化ゝ始には人ゝ霊魂に強刻なる
性敵なるもどる前にいよゝ迷化ゝ始には人ゝ霊魂に強刻なる
嗜まされ自ゝ奉ずる叶ひ教に二千五百年ゝ以天主
乗び古聖人毎器を以如徳亜人民に授ル事ノ一十誡
にて第一御一祈ゝ天主を崇ノ第二天主ゝ聖弾ゝ事にこて深く
御大切にて年夜事中第二天主ゝ聖弾にこの為て霊ゝ
誓を立る為ノ第三毎七日ゝ主日に世事をやめ
祭礼ゝ勤を思ひへき事第四父兄君上に奉敬ゝ
子身以下を慈ゝ御官府を大切にして天主の御掟に
背ざる事今今を堅く守るべき事　前に御ぶるぬく国家ゝ法律を敬ゝ要理にて
づきれは虐政ゝなれはなり故に天主義を守る国ゝは法度武目天主の十誡に
ずづきて立たるゝ故に上下和合ゝ国家長久なるは刑措不用ゝなり
ぬゝ美事の第五猥りに人を殺ゝ人を打成は人を恥め
を平ハ常の道
悪ゝをいひ外労を共ゝ世又は遺恨を含人の害と成ゝ

人を勧めて惡しきを犯さしむる歟を戒しむ第六支曰く外一切
の邪婬を禁し兄弟を犯さしむる歟を禁ず則盗賊の心
他人の財寶を妄に取獲に留る事を禁ず則盗賊の心
君父の物を掠私欲を肆し恨合動定を掠不廉恥
なる商人偽物を賣贋金を掖へ又は金銀取引に非道
の利倍を取去借財質物を不拂欺り或は捨ふたる物を
主を称し尋ね求し取て無き事等を戒むる第八偽なる
詐欺言僞言粉飾不義公事ホを戒る第九第十は
好色貪欲の心を慮記る事を禁ずに戒て天地の
真主たる天主を尊ずに戒て敬ひ欲め次に天主に對して
兄弟成他人を我が如く愛しむるこゝろ二條領に約まる也

兄弟も君も他人も父母の如く同じく尊敬するなり天主を除人の
中において君父は恩人なるを則天主を敬ふの次にはまず君父
のために第四の一戒を立てり之に他人を我が如くこゝろ
せさる者は人に施をなすものとなり之を父母を尊敬せよとなり
あり君を敬へとなり同は系文にて父子の人倫なる者は君父師
なるに依て君は我が父母なるまは君父師なるなり

又第四戒以下は切支丹に所謂十戒世人皆此條目は知まりこゝろ人もあり
いのに世人も知り他教の名目まりにて實行なく亜墨利加しいのんごなる者は系罪の妨故に善行を精力
なきによりて右の亜墨利加亜墨利加や人を以て是を全く守りし人はかし
只浮世現の淺の切支丹のみ秘法の浮合力によりて右の道理を先能
実德実行に励むこと下文に説所すがめし

合点して兄を信じ他者を敬ひ他を悔悟し白洗浮捉を守
魔細を遁る故赤ん坊を欺して洗原罪を洗ひ重罪を復
秘法に逃る者の陰生に浮説を頂受して重教會に加入する
事を決て妨て誠に切支丹こなる者は此浮捉に因
一事一毫も肯くにおいては猶的聖一義に乖い離き信德を
失ひ又は遂に迷ふ也彼之女童迷る又は魔細に為ん
ことを恐まして自ら責私欲を防き思行後に上の
なるに人に不見不聞不獨居に魔まて戒め恨み又
我職分は天主の命じ下られたる勤官府は天主に代りて
世を治め給ふ故に自分に限を寄り不義を禁め僻を退
自分に罪過を責し乱に罪に恨を防き堪忍慈悲

儲蓄を勉め女色を遠ぎ飲食を省き日々に新なるを楽
みして若を捨てるの八國君の教若を以勸懲するの
恩威を恐るるよりも教を信ずるの故に切支丹を伝ず
る國々八官府も別に法律の嚴科を不費して民間
自ら〻亡事一日民生業を安〻と重まゞ國富
民豊家長久安國之見豊人力〻權勢のみにて如此に
なるんや全く天主御守護御合力〻なすなり
世俗に古人〻亡靈を祭ふりて神佛ごとする教あるに如
人〻靈を祭り先に祈りて感應あるごとく八誤なり
人活るとき感應なし況や死後をや況や禽獣をや
人〻亡智に乏しして弥先を還るを為に二鬼八種々
奇異を弄するあるを又日月星辰等を祭ありて
靈験〻祭りて益なきを也先哲〻明徴歴然
なるを長ずれ八皆に略す先祖供養ハ不の亡妄〻
徴なと皆別書に詳に審せり
我意より明文冊〻家に生れぶきハ深遠微妙〻〻矣
機を知るの叶ふるのみなるべし知て世の真を伝〻幼
法教教ごと教ひ又こを書を遺に及ては教化方便〻為に
仮に天主なるものを役多未来靈魂若〻乎〻説を説
老婆小児孫を教育するの如き釋教〻類にして先又西
洋一種の教を思ひ〻に幸に天主の憐憫を蒙り教會に伝を加
をつに入〻赤ぶ事を治ずこいへども信徒〻眼を以ては程の在所を
窺ふ事を得て始て暗室より道を出ぶ日光を見たるん
地こと教ひ〻昔を悔み恐まる以上述る所八只〻を大畧こ
〻て亡多廣大〻教理悪意の〻すべきにあらず且原
罪の汚ぶ洗ふ〻ぶる人八遺ていへども苦の味を知るの如の
る〻〻爺〻八代〻深山幽谷に住する農夫に殿上宮中〻
談を説ぶごとく盲人に向て山水〻景を説るの如〻依之

人たる者は如何にも早く武門に入て實を矢へ兵二心なを
捨て本地に立帰る若安坐をへき事專要也　靈魂は肉魂と
靈魂と兼ねる今生は道中なり後生は終身中之後生は
凱陣の後賞罰を請る可へ為し　肉魂は云形にして肉身は有
形なり云形と云形と苦楽を有形と苦楽を信ず肉魂は死なにして靈魂も
活る是ホと事理敬尊と書に詳の如きは三教に留るなり
其年に達せば〳〵て爭てこを求を金ふ正る事叶ふ歟さや

皇御國は流石に神州と自称する程ありて舊事記古事記其外古史に
天地開闢と云さま人皇の行方なと説出せるを天竺漢土の説とは違へこの
勝りて面白き理りに叶へるを見ひ戦邦に有しるを多くて
云信へて後にこそなを見ひ戦邦に有しるを多くて語りつゝ多くて
こそ不足なる而は聞り老へこと私のさ用ら少を加へたまい後信要説を
いこ少るこの〳〵以武を〳〵くとし〳〵に辨あり動へは日の神　月
の神と御記言を古を在こなり〳〵高皇産神の御功業を是に在るうと
對む る人もあるべけまとそこの事の近所にいりとりて
全説りなるを見ら め〳〵にあらば眼前知り易き事の
説りしを多少まとは有限人智と及ぶ事を説うざる事は難し

夢醒真論　終

夢醒真論　附録

本篇に載する理りを以切支丹は敵に何と〳〵以實に正道也や拙藤る
人門に入て實義を知るべ少まは今又何をもいふに及はされこそなおる
童蒙婦女と〳〵迷ひあ〳〵んを
業りて一二ヶ條を左に附録す

國毎に各こを〳〵敬何と〳〵以國に生まれ以ふ〳〵敬へを
守るべきを尚能之切支丹は著敬なを其実の義なを
信ふ歟この〳〵すこいふものあ是大なる迷也國各異なをは
制度式目各異なをとそる皆是一ツ〳〵を〳〵御他にして
を掌握の下なをはいこの〳〵乱氏御義理に背きく
拒む事叶ふべきや故云へは法候各我対境を守りて
政事式目各異なりこそて天子〳〵綸旨に従ふさるを
可ハざるが如し〳〵天皇は帝王〳〵中〳〵帝王也
外國人切支丹〳〵敬を他国に廣ひるを〳〵并呑〳〵表
なりこいふものあ是最悪笑へき乱逆なりいかんとなれ
ば左様〳〵好謀ありを〳〵世〳〵而謂山容にて山師

うちする所ハ如何ふる我重を達せんごとのんうつなるまハ
先相ひ氣質好悪に附迄河吹面論して交を結
霜のに自制を過らすこの切支丹うち教ハ正道なるまハ廣
むべきもうち如何成風俗人氣を揉まだ以天主の
正道を守りて乱せず強ハ如何成ハ為くんぞ堅固なる
る人ハ如何なる強威権力有人に交るにも微力貧
賤なる人に交るにも差別なきが如く婢僕私重
何なるものハ如何なるべきを寿うんこのぞむ
ものハ必驕奢花美を好世の樂をうつし妻子
子孫にも及ぼうんこなる者之能るこの切支丹の御国も
教化皇を始こして侍数うち法師皆世を厭ひ家を捨
童貞不犯を守り飲食を減し世樂を求好
謙遜慈悲廉恥を尊らこし度く高人を敬く
義を守り唯天主に事へて命を捨ば死後永

遠天主を拝礼する事を重むのうち如何程うち留貴
顕第何りさいをを天主に生ぜるの為に益とする
ものなし何ぞ国に有しに有うんや況や他
国においてあや如ぶうち清徳英才を保用人切支丹
うちより外に何ものなるされハ世人渇るんを
以推量り種くの雑説を信りてあるを迷うし
人を迷ひ賢に不情
近ぶ護ふ新節弁ぶ彩漫筆破集管見録筆
誅を誂傳ぶ種くの書を弱し我天主教
拾取て明清うち儒者僧侶称うち三教一事共を
授まる事一成ハ民間うち雑説を信して批判せ
迫にて切支丹うち真うち書を讀て疑を起る徳とす
凡へぞんバ是ぶ為に無ぶる恨なるまハ如くを亜ん

乃去世人の疑を掃ふて其の活寒なるかをいひのてれに公道なる天皇尊敬なるべし

抵抗不通なる事 知るべし

武人因式幕府に遵るを見るまいは切支丹の教は資に

正道にして中にも後生を導く法なるを以て現世

の國家を治るにも以上なきを以也我日本も

天文年中始に伝りて流に依候大名を信し

けるに人皆其理を了解して有ならんに秀吉

家康創業の名君に有なるのみ猶文禄慶長に於ては

必定絶滅せしめ国に対を含むの条へその事なるべし

但し式理を無へず思ふに英雄の拒みあるを

見るに不審之次第 時に蒙古襲来 幕府代々の大樹并に

臣僚等代々名将之何ぞ式教に心しきるを無へ

ざらんや誠に能く通して人は式理に従はざる事

叶ぬと深く無へたるが故に厳禁ふかいしたる之見像魔

鬼誘惑に最甚しきを以て同氣相亜むる処習也

故如何のごとなるべ天皇は現世に一國に於ては皇統連

綿萬世一系に天皇也魔鬼は則悪人をして

天皇を遠ざけ事させて天下の人を猜疑に指揮して王

威を奪ふたる武将に同しく謙倉以来に仕癖なり

しのぶ見に越したる逆乱道又や式世界にある歟き

事なし 恐るべ切支丹は才を刻義胥を碎て正道に迎を

事は何まで事にて理を守るにおいては現世の事も

天下に人民天皇敬し理を守るにおいては現世の事も

必ず方向を正しくして一天皇を敬ひ忠しく武将に

権を失ふ事を恐て見て敬魔道を

或は國家を傾くむるに種なき汚名を付て式教を

遠ざけ事なせ唐虞禅譲殷周付代の道を学ひて

國中大義を忘れさせしまじき非分を永續仕業せん
たのみ奸畧まて秦始皇が書を焚儒を流殺せし
類之為今御〻彼の權政を反し王政御一新の
時なれば数百年来武將〻亂下之敬し隆習
一時に改革能〻殊に海外交際忙〻四外多端〻
折柄先民心を皇國に一致せしめて方向を正さすん
ば〻之中今日〻急務之勢に見て外に創設
式目を変革せしめ〻にて是こそ忠人に報復する
真理重敬を反むるに賭ること〻なるに付之勢を
奔へず回繋〻種を寄りて野る切支丹を厳禁の事
事ハ又〻美〻〻大事を捨て權門〻種將にんを
宰せるこ布告せるもよろしく特殊の為御
御國威を海外に遠輝らさんこと
別、法、自なるべき皇民にさん方向を奔んをすべき

真〻道を拒むもいとも急き事なり九重〻名公
巨郷何ぞ此理を奔へきんや早き慶発〻たのに
述ハさるまる故なり方今の世世界〻公義を奉し一家〻
私敬を亟深華慶文〻学を次にし賞徳安〻行
を崇び美民に方向を奔へんさせ上下安乎和合
國家安事なるべ天下を富岳安きに亟事能し
何ぞ皇光を海外に輝らさに順あらんや（徳ハ年之財ハ未人今日〻急務財用に何ぞ切実徳を富ぶにあり安徳ハ日を経て財用ハ皆めすして日滅るにもん重敬〻廃事るにおいてハ今日の急務皇家〻大義名分の為人能し）
西洋各国を始めハ切支丹を厳く拒先とす次に主理を奔へ
皇家〻為に大益なるハ終に八尊守して皇家を平ぐ
て美国に雄飛する事を為るに望る況や奈邦国有〻
義気豊吾平原の英地に大きく御合力を仮公敬〻主理を
賞行して國を保護する事おいて〻こそ美
國に対絶たる獨立〻日の本を作るべし能〻ぜんぎ

吾邦くハ唐土ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

明治二年　三月

1654
DEC 3 1940
94-85021